

駐車場管理規程

2024 年 4 月 1 日新規作成

第 1 章 総則

第 1 条（通則）

本駐車場の利用に関する事項は、この規程によることとします。

第 2 条（用語の定義）

この規程の用語の意義は、次の通りといたします。

- 「管理者」とは、天野幸裕及び天野剛章が管理運営をいたします。
- 「車両」とは、駐車場法第 2 条第 4 号に定める自動車（自動二輪車を除く）のうち特殊自動車以外のものといたします。
- 「営業」とは、駐車場を利用者の用に供することといたします。
- 「利用者」とは、車両を駐車させる目的で駐車場を利用する人で、車両の運転者や同乗者といたします。
- 「係員」とは、本駐車場の管理運営に従事する者といたします。
- 「所有者等」とは、自動車検査証に記載された所有者及び使用者といたします。

第 3 条（契約の成立）

利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用してください。

第 4 条（営業時間）

- 17 時から翌 9 時までは、入口を閉鎖します。ただし、管理者により変更することがあります
- 前項に関わらず、その他の事由等により営業時間を変更することがあります。
- 事前に予約を受け付けした場合においても当日利用不可に変更することがある。

第 5 条（営業休止等）

管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には駐車場の全部又は一部について営業停止、駐車場の隔絶、車路の通行止、車両の退避等をおこなうことがあります。

- ①自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他事故が発生したり、発生するおそれがある場合。
- ②保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- ③工事、清掃又は消毒をおこなうため、必要があると認められる場合。

第6条（駐車できない車両）

- (1) 積載物又は取付物を含めて別表1に掲げる基準を超える車両は、車路、駐車場に進入若しくは駐車することができません。
- (2) 自動二輪車、原動機付自転車、自転車は、車路、駐車場への進入は管理者の許可により可能とします。
- (3) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両は、駐車場に進入 若しくは駐車することができません。

第2章 利用

第7条（駐車場の入出庫等）

- (1) 利用者は、駐車場に入庫するとき、事前に管理者に許可を受け、管理簿に入庫時刻、運転者、利用者、車両番号などの情報を記載する。予約システムにて予約した場合、事前に車両情報等の登録をしている場合には、この限りではない。
- (2) 利用者は、駐車場を出庫するときは、管理簿に出庫予定時刻を記載後出庫してください。
- (3) 利用予約されている利用者を優先利用とするため、予約されていない方の利用を断る場合がある。
- (4) 設置設備の利用については、事前に管理簿に記載後利用可能とする。
- (5) 駐車場の管理上必要があるときは、入出庫ゲート及び車路出入口の一部を閉鎖することがあります。
- (6) フリースペース（オープンエリア）については、利用中でも車両の移動をお願いする場合があるので、駐車場より離れる場合には、車両の移動もしくは、移動を委託するための鍵を管理者が借用をする。
- (7) ジャッキ、コンプレッサーの利用については、予約を必要とする。利用する場合は、別途管理者の指示に従って利用するものとする。

第8条（駐車料金の収受）

駐車料金は、利用者が車両を入庫させる際に、利用者自身で利用予定時間を申告して料金を支払うものとする。

出庫時に最終精算をするものとする。

第 9 条（駐車区画の変更）

駐車場の管理上必要があるときは、駐車区画を変更させることがあります。

第 10 条（駐車場内の通行）

利用者は車路及び駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令による他、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。

- ①駐車場内では最徐行で制限速度 8 km/H 以下で走行してください。
- ②出庫する車両の通行を優先してください。
- ④警笛をみだりに使用することなく静かに運転してください。

第 11 条（遵守事項）

前条の他に利用者は駐車場において、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。

- ①駐車場内で喫煙、火気を使用しないでください。
- ②紙屑、ボロ切れ等は持ち帰ってください。
- ③駐車場エリア以外の利用の居住エリア等の中にみだりに立ち入らないでください。
- ④特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく触れてはなりません。
- ⑤車両を洗浄する場合は所定の場所において管理者の確認後に実施してください。
- ⑥場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに 管理者に届け出てください。
- ⑧駐車中はエンジンを必ず停止し、必ずサイドブレーキをかけて、車両を離れるときは窓を閉め、 ドア及びトランクには施錠して盗難防止に努めてください。
- ⑨車両を離れるときには、車両内に貴重品を置かないでください。
- ⑩駐車場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動その他公安を害する行為は絶対にしないでください。
- ⑪その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないでください。
- ⑫利用者の作業により発生した廃棄物は、利用者の責任において処理をしてください。

第 12 条（入庫拒否）

管理者は駐車場が満車である場合は入庫を停止する他、次の各号に掲げる場合には駐車を断り、又 は車両を退去させることができます。

- ①駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。

- ②引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。
- ③いちじるしい騒音や臭気を発するとき。
- ④非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- ⑤利用者が前条に規定する遵守事項を守らないとき。
- ⑥その他、管理者が駐車場の管理上、支障があると認めるとき。

第13条（出庫拒否）

管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することがあります。

- ①利用者が、正当な理由なく利用料金を支払わないとき。
- ②利用者が、出庫する場合において、追加で利用した利用料金を支払わないとき
- ③その他、管理者が駐車場の管理上、支障があると認めるとき。

第3章 駐車料金及び算定等

第14条（駐車料金）

駐車料金は、別表2に掲げる通りとします。

第15条（駐車時間）

駐車料金を算出するための時間（以下「駐車時間」という）は、管理簿に記載の入庫時刻から出庫予定の時刻といたします。

この場合、駐車場内での修理、駐車区画変更等のため、車両が駐車区画を離れている時間も駐車時間とみなします。

駐車時間が予定時間を超える場合には、精算をしていただく場合があります。

第16条（不正利用に対する割増金）

管理者は、利用者が管理簿に記載時点で所定の駐車料金を支払わないで場合利用の拒否をすることができます。

- (1) 管理者は、利用者が不正に利用終了時刻を申請した場合には所定の駐車料金の他に、その2倍相当額の割増金を収受いたします。

- ① 所定の駐車区画以外を使用した場合。

- ②

第17条（料金の払い戻し等）

- (1) 利用料金の払い戻し、又は割り戻しの請求には応じません。

第18条（料金の改定）

駐車料金について公租公課の増減、社会情勢の変動、その他やむをえない理由により改定するときは、事前に案内し改定いたします。

第4章 保管責任及び損害賠償

第19条（保管責任）

管理者は、利用者が駐車場に入庫した時から出庫するまでの間、車両の保管責任は負いません。利用者にて管理をしてください。

第20条（利用者に対する損害の賠償）

管理者は、その責に帰すべき事由により、車両を滅失又は損傷を生じたときは、当該車両の時価、損害の程度を考慮して、その損害を賠償いたします。

第21条免責事項に該当する場合には、その損害の賠償を免除するものとする。

第21条（車両の積載物又は取付物に関する免責）

管理者は、駐車場に駐車中の車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償いたしません。

第22条（車両又は利用者の損害に関する免責）

管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由、その他管理者の責に帰することのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については賠償いたしません。

- ①天災地変その他不可抗力による事故
- ②当該車両その積載物若しくは取付物が原因で生じた事故
- ③管理者の責に帰することのできない事故によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- ④第11条による遵守事項を守らない場合に生じた事故

第23条（営業休止等に関する免責）

管理者は、第5条の規定により駐車場の全部又は一部について営業停止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者の損害について賠償いたしません。ただし第22条に定める場合を除きます。

第24条（利用者間の事故）

利用者間の事故・トラブルについては、当事者間で解決していただきます。
この場合、管理者は一切責任を負いません。

第25条（利用者等の損害賠償）

利用者は、故意又は過失により、この駐車場の諸設備又は駐車中の他の車両に損害を生ぜしめたときは、直ちにその損害を賠償しなければなりません。
損害に関する損害、修復費用については、利用者の負担とする。
ただし、他車両との損害については、利用者間で解決していただくものとする。

第26条（駐車時間の制限）

時間貸し駐車を利用する車両は、管理者が特に必要と認めた場合の他は、同一車両を当日17時までの利用とする。17時を過ぎての利用については、管理者は駐車区画の変更及び追加料金など必要な措置を講ずるものとします。
ただし、管理者の許可を受けた者についてはこの限りではありません。

第27条（放置車両の取扱い）

- (1) 利用者が、予め管理者への届出を行なうことなく、当時17時間を超えて車両を駐車している場合、管理者は、これらの利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることができるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等に対して通知、又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに車両を引取ることができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡請求、又はその他名目のいかなる問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面もしくはSNS等により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理者は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 管理者は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 管理者は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な

限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

- (6) 管理者は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 管理者は、利用者もしくは所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者もしくは所有者等を確知することができない場合であって、利用者又は所有者等に対する通知、又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告したのにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 1 ヶ月を経過した後、利用者もしくは所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者もしくは所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 管理者は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者もしくは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者もしくは所有者等に返還するものとします。

第5章 雑則

第28条（事業上の告知）

駐車場事業に関する告知は、場内の見やすい場所に掲示（もしくは予約システムにおいて掲示）する。この場合、掲示した日から7日間を経過したときは、告知事項が利用者に了知されたものとみなします。

第29条（この規程に定めのない事項）

この規程に定めのない事項については、関係法令の規定に従って処理いたします。